

## 小田原市水道料金等徴収業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

(1) 件名 小田原市水道料金等徴収業務委託

(2) 業務の目的

水道料金等の算定から徴収に至る一連の業務を正確かつ円滑に実施すること。

(3) 業務内容

- ア 受付業務
- イ 検針業務
- ウ 中止等精算業務
- エ 収納業務
- オ 滞納整理業務
- カ 電子計算機処理業務
- キ 各種統計資料作成業務
- ク 下水道事業に関する業務
- ケ 事務引継ぎ業務
- コ その他付随する業務

(4) 業務期間 契約日（令和4年3月の予定）から令和9年9月30日まで。

（契約日から令和4年9月30日までは準備期間とし、受託者は、自己の責任と負担において電算処理に係る設備及びシステム等の運用管理の準備、検針員等の確保・研修等を行うものとする。）

### 2 見積上限額

914,100,000 円（±調整額）（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 実施形式 公募型プロポーザル

本委託業務の内容は、水道使用契約等の受付から検針、公金たる水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務を総合的に取り扱うものである。また、上下水道使用者である市民に対する親切丁寧かつ臨機応変な対応や、電算業務に伴う個人情報の保護に対する厳しいセキュリティ体制の確保が必要である。

このように、業務の性質上、本委託業務の受託者には、社会的信頼性、豊富なノウハウと実績及び業務に対する積極的かつ創造的な姿勢が求められる。

また、本委託業務を実施するうえでは、雇用の促進、市内事業者の受託機会の拡大など地域経済を好循環させるための仕組みづくりが必要である。

これらのことから、本委託業務を行う事業者の選定にあたっては、通常の価格評価に、企画・技術提案等を加えたプロポーザル方式による総合的評価をもって行う。

#### 4 応募資格

- (1) 小田原市の指名競争入札参加資格者名簿に登載された者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (4) 小田原市暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第29号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (5) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領（平成2年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていない者。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (7) 給水人口15万人以上の水道事業体において、水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務を2年以上継続して受託し、平成30年4月1日以降に完了ないし継続中の業務実績を持つ者。

#### 5 募集内容

(1) 募集方法 告示及び小田原市ホームページにおいて参加募集を行う。

(2) 申込み方法 次の書類を添えてプロポーザル参加表明を行う。

ア 会社概要関係書類（任意様式）

所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの。

イ 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類（任意様式）

ウ 業務受託実績証明書（様式第4号）

エ 業務受託実績を証する契約書の写し

オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

(3) 期間等 プロポーザルによる事業者の選定は、次の日程により実施する。

内容	実施日
プロポーザルの募集告示	令和3年11月30日(火)
企画提案書作成等に係る質問書の受付期間	令和3年11月30日(火)から 12月14日(火)17時まで
企画提案書作成等に係る質問書に対する回答期限 (電話連絡後、eメールにて送付)	令和3年12月21日(火)
参加表明書の提出期限	令和3年12月28日(火)17時まで

応募資格確認結果通知書及び参加要請書送付	令和4年1月19日(水)
企画提案書及び見積書の提出期限(持参により提出)	令和4年2月2日(水)17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書送付	令和4年2月7日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング (選定委員会による審査)	令和4年2月17日(木) 令和4年2月18日(金)(予備日)
議事録の提出	令和4年2月24日(木)
選定結果の通知	令和4年2月下旬
契約締結	令和4年3月中
業務開始	令和4年10月1日(土)

※日程については、現在の予定であり、進捗状況によっては変更になる場合もある。

## 6 候補者選定方法

効率的な料金徴収や収納率向上のための工夫、上下水道利用者へのサービスの向上施策などの提案を受け、小田原市水道料金等徴収業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により事業者の選定を行う。ただし、応募者が1者のみであった場合においても応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

## 7 質疑・回答

- (1) 企画提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書(様式第6号)により質問内容をeメールで提出する。
- (2) メールの件名を、「2021\*\*\*\*【料金プロポ質問】事業者名」のとおりとする。  
(「\*\*\*\*」には月と日を入れること。12月1日なら20211201となる。)
- (3) 受付期間は、「5(3)期間等」のとおりとする。
- (4) 質問に対しては質問者名を伏せ、事前に電話連絡の上、質問書の提出のあった事業者全員にeメールにて回答する。

## 8 応募資格審査

- (1) 参加表明をする事業者(以下「参加表明事業者」という。)は、プロポーザル参加表明書(様式第1号)に関係書類を添付の上、提出期限までに提出する。
- (2) 提出書類
  - ア 会社概要関係書類(任意様式)  
所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの。
  - イ 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類(任意様式)
  - ウ 業務受託実績証明書(様式第4号)
  - エ 業務受託実績を証する契約書の写し
  - オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

※小田原市暴力団排除条例に基づき、参加表明事業者が暴力団又は暴力団支配法人等でないことを確認するため、提出された情報について神奈川県警察本部に照会する。

※業務受託実績証明書に記載する項目のうち、「5 収納率」については、プレゼンテーションにおける評価基準の1つになる。

(3) 提出期限

「5 (3) 期間等」のとおり

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり

(5) 提出方法

持参または郵送

(持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時までとする。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように送付すること。)

(6) 応募資格の審査

提出書類に基づき、応募資格を審査する。

(7) 応募資格の通知

参加表明事業者の応募資格の有無は、プロポーザル応募資格確認結果通知書(様式第2号)で通知するとともに、応募資格の認定がされた事業者については、プロポーザル参加要請書(様式第3号)を送付する。

## 9 企画提案書作成方法

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(任意様式)

6部

イ 見積書(任意様式)

1部

ウ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第5号)

1部

エ 受託実績調書(様式第8号)

1部

(2) 提出方法

提出方法は、参加表明事業者による持参とする。受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時までとする。

(3) 提出期限

「5 (3) 期間等」のとおり

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり

(5) 企画提案書の作成方法

- ア 使用する様式は、任意とする。
- イ 日本語を使用するものとする。
- ウ 資料等を含め、A4版両面印刷で50ページ程度までとする。
- エ 事業者の名称の表示は行わないものとする。
- オ 電子媒体での提出は認めない。
- カ 内容及び章立てについては、「10 審査の実施」の「【評価基準】」に即したものとする。

(6) 見積書（任意様式）

見積金額（消費税及び地方消費税抜き）は、令和4年10月1日から令和9年9月30日までの総額及び各年度の内訳を表示する。

なお、令和4年度及び令和9年度は6箇月分の見積金額となる。

※ 見積書は代表者の記名押印の上、厳重に封かんし、企画提案書と併せて提出する。

(7) 業務受託実績証明書（様式第4号）及び受託実績調査（様式第8号）については、プレゼンテーションにおける審査基準の1つとなる。

(8) 原則として、企画提案書は1社1提案とする。

(9) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めない。

## 10 審査の実施

企画提案書等が提出された後、選定委員会において、応募事業者ごとにプレゼンテーションを実施するものとする。

(1) 日時及び場所

上下水道局において、「5（3）期間等」のとおり実施する。開始時間等についてはプレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第7号）により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各応募事業者30分以内とする。プレゼンテーション終了後にヒアリングを行う。

(3) 実施方法

自由形式とする。希望する応募事業者は、電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションで使用する機器は、応募事業者において用意すること。

(4) プレゼンテーション等の当日、新たな資料等を追加すること、及び別途配布することはできない。

(5) 出席人数は、企画提案書の内容を熟知している3名までとする。出席者の役職、氏名を、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第5号）により、企画提案書提出時に担当者へ届け出ること。

(6) 審査基準等

プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案書の内容について次の基準により評価する。

各基準について各委員が評価をし、得点を合計して委員全員の総合得点を算出する。総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。同点の場合には、企画・技術提案の合計得点が最も高い提案を優先交渉権者とし、その項目も同点の場合には見積金額が最も低い提案を優先交渉権者とする。ただし、①から⑫の委員全員の得点の合計が、その配点の合計の5割未満の者は失格とする。

【評価基準】

番号	内 容	配点	
①	会社概要、財務状況（決算関係書類）、業務実績	12	
②	企画・技術提案	業務体制及び業務執行計画	40
③		地域貢献	20
④		窓口業務に関する企画・技術提案	16
⑤		データ入力業務に関する企画・技術提案	10
⑥		検針、調定、及び中止精算業務に関する企画・技術提案	20
⑦		収納業務（滞納整理）及び口座振替推進業務に関する企画・技術提案	20
⑧		電子計算機処理業務に関する企画・技術提案	16
⑨		個人情報保護に関する企画・技術提案	16
⑩		防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画・技術提案	14
⑪		その他上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案	8
⑫	収納率の実績	8	
⑬	見積金額	50	
	合計	250	

(7) 評価のポイント及び企画提案書等作成にあたっての留意事項

企画提案書に記載するのは①から⑪までの項目とし、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、企画提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠及び解析力等を評価する。また、提案内容全体としていかに本市水道料金等徴収業務のサービス向上のために優れた提案がなされているかなどの点も考慮する。また、各項目の審査のポイントとなる点を以下に示すので、これらを踏まえ企画提案書の作成を行うこと。

① 会社概要、財務状況（決算関係書類）、業務実績

会社概要については、資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴及び取得認証（ISO9001及びISO14001の有無）が分かる資料を提出する。

財務状況については、直近2箇年の各事業年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）を提出する。また、自己資本比率及び経営安全率を提示する。

業務実績については、他市における本委託業務と同等の業務にどれだけ豊富な実績を持っているかを評価する。受託実績調書（様式第8号）により提出すること。

## ② 業務体制及び業務執行計画

- ア 責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置が的確に行われており、各種業務がスムーズに遂行できるか。(業務従事者の配置一覧などを提出すること。)
- イ 各種業務における横断的な情報共有がなされており、検針から納付までの使用者情報が有効活用されているか。
- ウ 急な欠員が発生した場合においても即座に適切に対応ができ得る人員体制が取れているか。
- エ 使用者からの通報等に関し、どのような(経験年数、能力等)人材を配置できるのか。
- オ 給水停止業務及び開栓業務において、どのような優れた提案があるのか。
- カ 業務従事者に対し、業務に関する研修・教育をどのように行うのか。
- キ 法的対応が必要になった場合に、どのような対応がとれるのか。
- ク 受託者の体制において、検針、収納、滞納整理の各業務をどのような執行計画に基づき行うのか。具体的スケジュール(日次、月次、年次等)が分かる業務スケジュール表及び業務フロー図等を提示すること。
- ケ 業務体制に市内事業者を活用するなど、地域経済の好循環が期待できるか。想定される地域経済への効果額も提示すること。
- コ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

## ③ 地域貢献に対する考え

- ア 委託業務期間内において取り組むことのできる市内事業者との効果的な業務連携の提案があるか。
- イ 業務従事者を地元から採用するなど、本市の雇用促進への貢献が期待できるか。営業所における配置人数及び市内在住者の雇用予定人数を提示すること。
- ウ 物品や役務の提供を地元業者に発注するなど、地域活性化への優れた提案はあるか。アからウにおいて想定されるそれぞれの地域経済への効果額も提示すること。
- エ 本市行政への協力に関して、優れた提案はあるか。また、障がい者雇用に関する配慮や、「若者・女性活躍」の視点から、30歳未満の小田原市民の正規雇用や「小田原Lエール」に認定されている地元企業との連携が見られるか。

## ④ 窓口業務に関する企画・技術提案

- ア 接遇に関して、マニュアルの整備、業務従事者への実務的な研修等が十分に行われ、当該業務の窓口を担う者としてふさわしい振る舞いが期待できるか。
- イ 現金の收受及び取扱いに際して、正確性、迅速性などが確保されているか。現金管理の流れが分かる業務フロー図等を提示する。
- ウ 現金の管理方法について安全性が確保されているか。
- エ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

## ⑤ データ入力業務に関する企画・技術提案

- ア データ入力ミス等の防止に向け、どのように対策しているか。
- イ 入力原票等書類の整理と管理をどのように適正に行うのか。
- ウ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。

- ⑥ 検針、調定、及び中止精算業務に関する企画・技術提案
- ア 検針をどのようなハードウェア(ハンディーターミナル等)を使用して行うのか。
  - イ 検針の遅れや誤検針の防止対策、検針異常(水量の大幅な増減等)への対応は適切か。
  - ウ 検針員の配置や業務管理は適切か。
  - エ 転出者が料金未納者とならないよう、適切に中止精算業務を遂行できるか。
  - オ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。
- ⑦ 収納業務(滞納整理業務)及び口座振替推進業務に関する企画・技術提案
- ア 滞納整理要員として何人の担当者を配置できるのか。
  - イ 滞納整理要員として、どのような人材が適切と考えるのか。
  - ウ 無届けにより転居した滞納者等の調査をどのような方法で行うのか。
  - エ 口座振替制度の普及推進について効果的な方策がとれるか。
  - オ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。
- ⑧ 電子計算機処理業務に関する企画・技術提案
- ア ハードウェアの設置状況及び管理運営体制は適正か。
  - イ 電子計算機取扱いについては、どのような人材(経験年数、能力等)を配置するのか。
  - ウ システム及び帳票類の仕様変更が発生した場合の費用負担、改修期間はどのように考えているか。
  - エ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。
- ⑨ 個人情報保護に関する企画・技術提案
- ア さまざまな情報資産を守り有効に活用できるか。(ISO/IEC 27001の有無)
  - イ 世界水準のプライバシー保護体制を構築できるか。(ISO/IEC 27701の有無)
  - ウ 営業所等における個人情報の管理体制は適正か。
  - エ 万一、情報漏えいが発生した場合の対策は十分か。
  - オ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような優れた提案があるのか。
- ⑩ 防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画・技術提案
- ア さまざまな脅威から事業を守り早期の復旧と再開を実現できるか。(ISO 22301の有無)
  - イ 地震等災害及び事故発生時の事業体に対する応援体制が整っているか。
  - ウ 災害、システム故障及び業務事故等といった危機管理全般に関し、どのような優れた提案があるか。
- ⑪ その他上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案
- その他上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案については、応募事業者がそれぞれの特色と想像力を十分に発揮した企画・提案を自由に行う。
- ⑫ 収納率の実績
- 参加表明の際に提出された業務受託実績証明書(様式第4号)の「5 収納率」において、受託期間中の各年度の合計の収納率が高い値を確保しているか。
- また、受託期間中の各年度において、収納率の向上が見られるか。



⑬ 見積金額

見積金額によって評価する。

⑭ 提案内容の不履行に対する措置

企画提案書に記載する項目のうち、業務期間終了時の実績において地域経済への効果額の未達成があった場合は、下記の算定式により算定した金額を受託者から徴収するものとする。

事業者から徴収する金額

＝契約金額×当該項目の未達成による減点／事業者が得た総合得点

各項目の未達成による減点は、評価項目ごとに下記の算定式により算定する。

評価項目②ケ 想定される地域経済への効果額

当該項目の未達成による減点＝当該項目の事業者評価点×

(1－地域経済への効果額の実績額／提案された地域経済への効果額)

評価項目③ウ アからウにおいて想定されるそれぞれの地域経済への効果額

当該項目の未達成による減点＝当該項目の事業者評価点×

(1－地域経済への効果額の実績額の合計額／提案された地域経済への効果額の合計額)

(8) 議事録の提出

プレゼンテーションでの説明の内容及びヒアリングでの質疑応答の内容について、詳細な議事録を作成し、「5(3) 期間等」の期限までに、「13 問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。様式は任意とする。なお、議事録は契約事項の一部となることがある。

11 審査結果

- (1) 優先交渉権者に決定した応募事業者に、プロポーザル選定結果通知書(様式第9号)を送付する。
- (2) 優先交渉権者に選定されなかった応募事業者には、プロポーザル非選定結果通知書(様式第10号)を送付する。
- (3) 審査の結果、選定されなかった応募事業者は、結果通知書到着後15日以内に限り非選定結果について書面により説明を求めることができる。提出方法は、持参、郵送、宅配便で受け付ける。(様式は問わない。)但し、当該応募事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の応募事業者に関する説明要求は認めないものとする。

12 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類については、返却しないものとする。
- (2) 提出された書類は、小田原市情報公開条例(平成14年小田原市条例第32号)に基づき公開する可能性があるものとする。なお、その場合は、同条例の規定に基づき提出した者に意見を聴くものとする。

### 13 問い合わせ先

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

#### (1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒250-0296

小田原市高田 401 番地

小田原市上下水道局 給排水業務課 料金業務係 担当 手塚

(2) 電話 0465-41-1636 (直通)

(3) F A X 0465-41-1239

(4) e メールアドレス kyu-ryokin@city.odawara.kanagawa.jp

### 14 その他

#### (1) 契約

①優先交渉権者に選定した応募事業者と協議を行い、協議が整った場合、小田原市上下水道事業の財務に関する規程（令和3年3月31日水道局管理規程第7号）に基づく手続きを経て契約を締結する。なお、協議の際、双方の合意の上、仕様書及び提出した企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

②優先交渉権者選定後から契約締結までの間に、次に掲げる事項が生じた場合は、プロポーザルにおける最高得点者の直近下位の応募事業者と協議を行うこととする。更に合意に達しない場合は、その直近下位の応募事業者と協議を行うものとする。

ア 契約に関する諸手続きの中で合意に達しない場合

イ 会社更生法を申請するなど契約の履行が困難と認められる場合

ウ 小田原市条例に違反する等、委託先として適切でないと判断した場合

#### (2) 企画・提案等に不適合及び不備がある場合

応募事業者の提出書類、応募資格等の不適合及び不備が判明した場合には、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いについて決定する。当該応募事業者には、その不適合についてのヒアリングを行う場合もある。ただし、軽微な書類不備等はこの限りでない。

その不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、失格とすることもある。

#### (3) 各関係法令等の遵守

応募事業者は、プロポーザルへの参加により、本実施要領の内容を遵守することを誓約するものとみなす。

応募事業者が各関係法令等に違反した場合は、14（2）と同様とする。

#### (4) 辞退

参加表明書提出後においても、辞退届（任意様式）を提出することで、本プロポーザルを辞退することができる。

令和 年 月 日

小田原市水道事業

小田原市長 守屋 輝彦 宛

申込者

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

### プロポーザル参加表明書

小田原市が実施する水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、「小田原市水道料金等徴収業務委託プロポーザル実施要領」に示す応募資格のすべてを満たすとともに、本申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

#### 1 添付書類

- (1) 会社概要関係書類（任意様式）
- (2) 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類（任意様式）
- (3) 業務受託実績証明書（様式第4号）
- (4) 業務受託実績を証する契約書の写し
- (5) 国税及び地方税に滞納がないことの証明

#### 2 連絡先

郵便番号 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
所属部署 \_\_\_\_\_  
担当者職名・氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_  
eメールアドレス \_\_\_\_\_

様式第2号

令和 年 月 日

様

小田原市水道事業

小田原市長 守屋 輝彦

プロポーザル応募資格確認結果通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、資格確認審査結果を通知します。

1 資格確認審査結果 合 ・ 否

令和 年 月 日

様

小田原市水道事業  
小田原市長 守屋 輝彦

プロポーザル参加要請書

令和 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり貴社へ参加要請しますので、「小田原市水道料金等徴収業務委託プロポーザル実施要領」に基づき、企画提案書及び見積書の作成を進めてください。

なお、辞退届（任意様式）を提出することで、本プロポーザルを辞退することができます。

1 企画提案書等の提出期限及び提出場所

提出期限 令和4年2月2日(水)

17時まで

提出場所 小田原市高田 401 番地

小田原市上下水道局 給排水業務課

提出部数 企画提案書（任意様式）

6部

見積書（任意様式）

1部

プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第5号）

1部

受託実績調書（様式第8号）

1部

## 業務受託実績証明書

1 委託事業体名等

2 委託業務の内容

3 委託期間           年   月   日から           年   月   日まで

4 給水人口   人（受託期間中かつ令和 3 年以前で直近の 3 月 31 日現在）

5 収納率

年度	年度末調定額	年度末収納金	収納率
年度	円	円	%
年度	円	円	%
年度	円	円	%
年度	円	円	%
年度	円	円	%
合計	円	円	%

《収納率の算出方法》 ※受託期間中で完了している年度分について算出する。

・年度末調定額

当該年度の 3 月 31 日における、4 月分から 1 月分までの調定額

・年度末収納金

当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに収納した水道料金

（4 月調定分から 1 月調定分にかかる収納金）

・収納率

年度末収納金 ÷ 年度末調定額 × 100 = 収納率（小数点以下第 3 位を四捨五入）

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和   年   月   日

事業者名

代表者名

印

令和 年 月 日

小田原市水道事業

小田原市長 守屋 輝彦 宛

申込者

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書

令和 年 月 日付で通知のありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係るプレゼンテーション及びヒアリング参加要請について、出席者を次のとおり報告する。

プレゼンテーション及びヒアリング参加者名簿

No.	所属	職名	氏名
1			
2			
3			

プロポーザル参加に関する質問書

令和 年 月 日

小田原市水道事業

小田原市長 守屋 輝彦 宛

申請者住所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_  
eメールアドレス \_\_\_\_\_

小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

No.	質問項目	質問内容



令和 年 月 日

様

小田原市水道事業  
小田原市長 守屋 輝彦

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書

令和 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに係るプレゼンテーション及びヒアリングについて、次のとおり参加を要請します。

1 日 時

2 場 所

## 受託実績調書

本委託業務と同等の業務を一括して受託した実績を記入してください。

(件数が多い場合は用紙をコピーしてください。)

No.	委託者名	委託業務名	契約期間	給水人口
1			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
2			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
3			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
4			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
5			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
6			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
7			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
8			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
9			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人
10			平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月	人

様式第9号

令和 年 月 日

様

小田原市水道事業  
小田原市長 守屋 輝彦

プロポーザル選定結果通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、審査の結果、貴社を優先交渉権者として選定いたしましたので通知します。

令和 年 月 日

様

小田原市水道事業  
小田原市長 守屋 輝彦

プロポーザル非選定結果通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありました小田原市水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルについて、審査の結果、優先交渉権者として選定されませんでしたので通知します。